

## いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

帯広市立森の里小学校 令和4（2022）年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

### 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にあるほかの児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にあるほかの児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみてください！！

同じクラスの児童と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

#### いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ防止対策委員会で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

#### いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策防止委員会により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

帯広市立森の里小学校 いじめ防止基本方針 (概要) 全文は学校HPを ご覧ください。	<いじめの防止等に向けての基本姿勢> (概要) いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、(中略)、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発の防止に努める。
--	--

帯広市立森の里小学校 いじめ防止対策委員会 の役割や活動	構成員：校長、教頭、生徒指導部担当、教務部担当、学級担任、養護教諭 役割：組織的にいじめの解決を図る。教職員の意識啓発。 活動：いじめ防止対策委員会の開催。
------------------------------------	--

本校の いじめ防止 プログラムの活動	・「いじめアンケート」の実施。(5月、11月、2月) ・子ども理解支援ツール「ほっと」の実施。(7月、11月) ・PTAと連携した「いじめ防止標語」の実施。(12月) など
--------------------------	--

不明点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任のほか、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ防止対策委員会」を設置しています。気軽に相談願います。

令和4年度の帯広市立森の里小学校のいじめ対策防止委員会担当は、      及川      です。

連絡先 0155-36-5437 (学校代表電話)

### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電話)	0120-3882-56	毎日24時間
(メール)	douken-soudan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道特別支援教育センター (電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12時 12～17時
(メール)	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
十勝教育局教育相談電話 (電話)	0155-23-4950	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課 web ページ

<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/>

